

改正

昭和61年3月28日教育委員会訓令第1号

平成元年7月27日教育委員会訓令第3号

平成12年3月22日教育委員会訓令第1号

平成17年3月24日教育委員会訓令第2号

平成22年3月31日教育委員会訓令第2号

平成28年3月30日教育委員会訓令第1号

川崎市教育委員会職員服務規程

川崎市教育委員会の任命に係る職員の服務に関しては、法令その他に別に定めがあるもののほか、川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号。以下「規程」という。）第1条及び第30条から第39条までを除く規定を準用する。この場合において、規程中「市長」及び「総務企画局長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

（川崎市教育委員会職員服務規程の廃止）

- 2 川崎市教育委員会職員服務規程（昭和36年川崎市教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則（昭和61年3月28日教委訓令第1号）

この改正規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月27日教委訓令第3号）

この規程は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日教委訓令第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日教委訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教委訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。